

集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取組を実践しましょう！

知らず知らずに『餌付け』していませんか？

特に、被害防止には、秋から冬の「えさ場」をなくして鳥獣を「寄せ付けない」ことがポイント！！

ポイント 1 農地や集落内の「鳥獣のえさ場」をなくしましょう！！

野山に餌が少なくなる冬季前は鳥獣を寄せ付けないチャンスです！！

ア 収穫残さを放置しない！

- ・ 稲刈り後の株から伸びる稲穂（ひこばえ）も鳥獣のえさになります。耕うんしてすき込みましょう。また、いもや野菜などの収穫残さは畑に残さないように気を付けましょう。
- ・ 果樹は果実を全て収穫できるように樹高を低くしましょう。
- ・ 放任果樹は撤去（伐採）しましょう。



収穫残さを探すイノシシ



果樹（カキ）の低樹高化



イ 雑草を管理する！

- ・ 10月以降の草刈りは、畑周辺の「カヤ」や「ススキ」も刈り取ってしまい、春先に鳥獣のえさとなる青草が丸見えになるので、畦畔や法面の草刈りは9月頃までに終わらせましょう。

ポイント 2 農地周辺や集落内の「鳥獣の隠れ場所」をなくしましょう！！

鳥獣は臆病です。隠れ場所をなくして安心して近づけない環境を作りましょう！！

ア 集落内の荒廃農地や農地周辺の茂みやヤブ等をなくしましょう。

イ 緩衝帯の設置、枝打ち等を行い集落内や農地周辺の見通しを良くしましょう。



緩衝帯の設置

◎ 県では、鳥獣被害対策のためのアドバイザーを登録し、研修会等へ派遣を行っています。鳥獣による農作物被害でお困りの地域は、最寄りの市町村役場担当課へ御相談ください。
※アドバイザーについては、県HPでご確認ください。
(<https://www.pref.kagoshima.jp/ag02/sangyo-rodo/nogyo/tyoujuu/adviser27.html>)